

山梨県企業局・民間企業交流研修実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山梨県企業局と民間企業との交流研修(以下「交流研修」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交流研修の目的)

第2条 電力システム改革の進展を見据えた今後の企業局電気事業の経営戦略の構築に資するため、民間企業に職員を派遣し、より専門的な知識及び能力を有する人材の育成を図るとともに、民間企業における実務の経験を通じて効率的かつ機動的な業務遂行の手法を体得している者を受け入れ、もって企業局電気事業の一層の経営基盤の強化を図る。

(交流研修の対象とする職員)

第3条 交流研修の対象とする職員は、今後の企業局電気事業の経営において重要な役割を担うことが期待される者であって、原則として、概ね30歳から50歳までの者とする。

(交流研修の対象となる企業)

第4条 交流研修の対象となる民間企業は、実務経験を通じて効率的・機動的な業務遂行の手法を体得できる民間企業であって、別に定める交流基準を満たすものとする。

(交流研修の期間及び時期)

第5条 交流研修を行う期間は3年以内とし、交流研修の時期は別に定める。

(交流研修への応募)

第6条 交流研修の対象となる民間企業は公募することとし、交流研修を希望する民間企業は、交流研修申込書(第1号様式)を提出するものとする。

(交流研修の決定)

第7条 総務課長は、前条の規定による交流研修申込書の提出があったときは、関係所属等と協議を行い、交流研修の実施について決定するものとする。

(協定書の締結)

第8条 交流研修の実施に関し必要な事項については、協定書(第2号様式)を締結して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年6月22日から施行する。